

# 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業実施要綱

令和元年（2019年）7月19日

保健福祉局長決裁

最近改正 令和8年9月1日

## （目的）

第1条 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業（以下「本事業」という。）は、人工呼吸器や酸素濃縮器など電気式の医療機器を使用する在宅の身体障がい者（児）及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等（以下「用品」という。）の購入に係る費用の全部又は一部について助成することにより、もって障がい者等が安心して日常生活を送ることができる環境づくりに資することを目的とする。

## （助成の対象者）

第2条 本事業の助成の対象者は、札幌市の住民基本台帳に住民登録がある者で、次の各号のいずれかに該当することを要件とする。ただし、医療機関等に入院中の者及び障害者施設等に入所中の者を除くものとする。

- (1) 呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 北海道が実施する在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業の助成を受けている者
- (3) 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用する障がい者等で市長が特に認める者

## （助成の対象となる用品の種目等）

第3条 助成の対象となる用品の種目、性能の要件及び助成基準額については、別表2にそれぞれ掲げるとおりとする。

## （費用の負担及び助成の制限）

第4条 用品の助成を受けた障がい者等は、別表3の区分により、用品の助成に要する費用の1割（以下「自己負担額」という。）を原則として負担するものとする。なお、助成の対象となる用品の購入に係る費用が別表2に掲げる助成基準額を上回るときは、自己負担額に加え、購入に要する費用と助成基準額の差額についても負担するものとする。

- 2 助成を受けようとする18歳以上の障がい者本人及び同一世帯員である配偶者のうち、最多納税者の市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は、本事業による助成を受けることができない。なお、市町村民税所得割の額は、別表1に基づいて算定するものとする。

## （助成の申請）

第5条 助成を受けようとする障がい者等は、用品の購入を行う前に、次の各号の書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、第1号及び第2号を除く書類について、公簿等で確認できるとき又は市長が認めたときは省略することができる。

- (1) 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金助成申請書（様式1）
- (2) 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金用見積書（様式2。以下「見積書」という。）

(3) 障がい者等が属する住民基本台帳上の同一世帯員について、当該年度分（4月から6月にあつては前年度分）の市町村民税の額が証明できる書類

(4) 第2条各号のいずれかに該当していることが証明できる書類

ア 呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、身体障害者手帳

イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業の助成対象者にあつては、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証又は決定通知書等の写し

ウ ア又はイの要件に該当しない障がい者等にあつては、日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用していることを証する医師の診断書又は意見書等

2 前項の定めにより市長に提出する書類は、障がい者等の居住地を管轄する区の保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）を経由しなければならない。

3 保健福祉部長は、本条第1項に定める申請があつたときは、当該障がい者等の属する世帯員の状況、家庭の経済状況及びその他必要と認める事項を調査するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、審査にあたり必要と認めるときは、障がい者等及び障がい者等が属する住民基本台帳上の同一世帯員等に対して質問又は調査することができる。

3 市長は、本条第1項の審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、障がい者等に対し、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金交付決定通知書（様式3）により通知するとともに、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業助成券（様式4。以下「助成券」という。）を交付し、見積書を作成した事業者にも助成券の写しを添えて通知するものとする。

4 市長は、本条第1項の審査の結果、申請を却下することを決定したときは、障がい者等に対し、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金助成申請却下決定通知書（様式5）により通知するものとする。

（決定内容の変更）

第7条 前条第3項の規定により交付の決定を受けた者が、当該決定内容の一部を変更する場合は、市長に第5条第1項第2号で定める見積書を提出し、再度交付の決定を受けなければならない。また、購入を中止しようとするときは、市長に札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金助成申請取下書（様式6）を提出しなければならない。

（助成金の請求）

第8条 助成金の交付の決定を受けた障がい者等は、災害対策用品の購入後30日以内に、次の各号の書類を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

(1) 助成券（様式4）

(2) 事業者が発行した用品の購入に要した費用に係る領収書

(3) 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金用請求書（様式7）

2 市長は、前項の請求について、内容を審査した上、適正と認めたときは請求書を受け取った日から30日以内に助成券に記載された公費負担額を、障がい者等に対し支払うものとする。

(代理受領による助成金の請求)

第9条 障がい者等と事業者の間で、助成金の請求及び受領に係る委任がなされているときは、前条の規定にかかわらず、事業者が当該障がい者等に代わって助成金の請求及び受領を行うものとする。

2 前項の規定により、障がい者等に代わり、助成金の請求及び受領を行う事業者は、災害対策用品の納品後に助成券に記載された障がい者等の負担すべき額を徴収の上で災害対策用品の引渡しを行い、当該障がい者等の受領の確認がなされた助成券及び委任状(様式8)の引渡しを受けなければならない。

3 前項の事業者が助成金を請求するときは、引渡しを受けた助成券及び委任状を添付して市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の助成金について、内容を審査した上、適正と認めたときは請求書を受け取った日から30日以内に助成券に記載された公費負担額を、事業者に対し支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、当該障がい者等に対して助成金の交付があったものとみなす。

(用品の管理等)

第10条 障がい者等は、本事業による助成を受けて購入した用品を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

2 障がい者等は、当該用品を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持に要する経費を負担しなければならない。

3 本事業により助成を受けた障がい者等は、本事業による再度の助成を受けることができない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、障がい者等本人又は住民基本台帳上の同一世帯員に対して当該助成に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 助成決定内容と異なる用品を購入し助成金の交付を受けた場合

(2) 偽りその他の不正行為によって助成金の交付を受けた場合

(3) 前条第1項に違反したと認めた場合

(電信情報処理組織による申請等)

第12条 この要綱に定める様式を使用して行うことされている申請及び届出(以下「申請等」という。)については、電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置含む。))とその申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により行った申請等については第5条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(台帳の整備)

第13条 市長は、本事業の執行状況を明らかにするため、障がい者等災害対策用品購入費助成申請決定台帳(様式9)を整備しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

## 別表 1 市町村民税所得割額算定基準

- 1 市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の税率は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する標準税率（6%）を用いる。
- 2 地方税法附則第5条の4又は同法附則第5条の4の2に基づく住宅借入金等特別税額控除及び地方税法第314条の7に基づく寄附金税額控除前の所得割額をいう。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表 2

用品の種目、性能要件及び基準額

| 用品の種目<br>※以下の3種目のうち、1<br>つについて助成 | 性能要件                                                                               | 基準額      |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 正弦波インバーター<br>発電機                 | 障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で<br>作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの             | 120,000円 |
| ポータブル電源<br>(蓄電池)                 | 障がい者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する<br>正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの                   | 93,500円  |
| DC/ACインバーター<br>(カーインバーター)        | 障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直<br>流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が300W<br>以上のもの | 30,000円  |

< 注意事項 >

- 1 擬似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は助成の対象外となります。
- 2 特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。
  - ・ 日本語の取扱説明書が添付されていること
  - ・ 電気用品安全法の適合検査に適合した（P S Eマークが付いている）製品であること
- 3 用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象外となります。
- 4 直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性がありますので、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。
 

特に、ポータブル電源（蓄電池）、D C / A C インバーター（カーインバーター）については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っておりませんので注意が必要です。

別表 3

費 用 徴 収 基 準

| 所得区分                                     | 自己負担額    |
|------------------------------------------|----------|
| 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 0円       |
| 一般世帯(当該年度分の市町村民税課税世帯)                    | 助成基準額の1割 |

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- 2 この表において「世帯」とは、障がい者等が属する住民基本台帳上の世帯をいう。
- 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援助成受給世帯の所得区分認定については、この表中の被保護世帯とみなして取扱う。
- 4 自己負担額を算出するにあたり、助成基準額に1割を乗じた後に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

## 様式一覧表

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 様式 1 | 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金交付申請書       |
| 様式 2 | 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金用見積書        |
| 様式 3 | 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金交付決定通知書     |
| 様式 4 | 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業助成券        |
| 様式 5 | 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金交付申請却下決定通知書 |
| 様式 6 | 取下書                             |
| 様式 7 | 請求書                             |
| 様式 8 | 委任状                             |
| 様式 9 | 障がい者等災害対策用品購入費助成申請決定台帳          |